

平成 27 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 N a I T O
代 表 者 名 取 締 役 社 長 坂 井 俊 司
(コード：7624、JASDAQ)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 河 野 英 之
(TEL 03-3800-8614)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」について平成 27 年 5 月 26 日開催予定の第 64 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 周知性の向上および手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものがあります。(変更案第 5 条)
- (2) 平成 25 年度にすべての優先株式を取得・消却し、今後優先株式を発行する予定も無いため当該条文を削除するものであります。(現行定款第 6 条、第 8 条、第 3 章および第 19 条)
- (3) (2) の変更に伴い、章および条数の繰り上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更の効力発生日

平成 27 年 5 月 26 日 (予定)

以上

現行定款	変更案
<p>(公告の方法) 第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載する。</p>
<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は<u>1 2 4, 0 4 9, 2 5 0 株とし、このうち 1 2 3, 7 9 9, 2 5 0 株は普通株式、2 5 0, 0 0 0 株は優先株式とする。</u></p>	<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>1 2 3, 7 9 9, 2 5 0 株とする。</u></p>
<p>(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、<u>当社の普通株式の単元株式数は 1 0 0 株とし、優先株式の単元株式数は 1 株とする。</u></p>	<p>(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、<u>1 0 0 株とする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第 3 章 優先株式</u></p> <p>(優先株式) 第 1 2 条 当社の発行する優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(優先配当金) 1. 当社は、第 4 6 条に基づき剰余金の配当を行うときは、<u>優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式 1 株につき 1,000 円を上限として、当該優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。</u> ② ある事業年度において、<u>優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u> ③ 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、<u>優先配当金を超えて配当は行わない。</u></p> <p>(優先中間配当金) 2. 当社は、<u>優先株主または優先登録株式質権者に対して、中間配当を行わない。</u></p> <p>(優先配当金の除斥期間) 3. 第 4 8 条の規定は、<u>優先配当金の支払について、これを準用する。</u></p> <p>(優先株主に対する残余財産の分配) 4. 当社の残余財産を分配するときは、<u>優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき 10,000 円を支払う。</u> ② 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、<u>前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>(優先株式の取得等) 5. 当社は、いつでも優先株式を金銭の交付と引換えに取得することができる。 ② 当会社が、<u>前項の定めに従って優先株式を取得する場合、他の種類の株式を有する株主は、会社法第 1 6 0 条第 3 項の請求をなし得ず、同株主に関する請求権にかかる同条第 2 項の通知を要しないものとする。</u></p> <p>(優先株式の議決権) 6. <u>優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(優先株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</p> <p>7. 当社は、優先株式について、株式の併合または分割を行わない。</p> <p>② 当社は、優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利、募集新株予約権の割当てを受ける権利、新株予約権付社債の割当てを受ける権利または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>(普通株式の取得請求権)</p> <p>8. 優先株主は、優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める期日を経過した後は、当該決議で定める条件で、当社が当該優先株式を取得するのと引換えに普通株式の交付を請求することができる。</p>	(削除)
第4章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 <条文省略>	第12条～第17条 <現行どおり>
<p>(種類株主総会)</p> <p>第19条 第14条、第17条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>	(削除)
第5章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第20条～第32条 <条文省略>	第18条～第30条 <現行どおり>
第6章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第33条～第42条 <条文省略>	第31条～第40条 <現行どおり>
第7章 会計監査人	第6章 会計監査人
第43条～第44条 <条文省略>	第41条～第42条 <現行どおり>
第8章 計算	第7章 計算
第45条～第48条 <条文省略>	第43条～第46条 <現行どおり>